

令和 7 年 2 月 6 日

〒 1 5 2 - 0 0 0 1

東京都目黒区中央町 2 - 1 1 - 1 0

株式会社小林通商

代表取締役

東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 2 号

大同生命霞が関ビル 1 5 階

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所

外国法共同事業

TEL 03-5457-8200

FAX 03-5457-8210

株式会社東芝代理人

弁護士

弁護士

弁護士

前略 貴社からの 2 0 2 4 年 1 2 月 1 6 日付「内容証明回答書」(以下「第 2 回答書」といいます)を受領いたしました。



受付通番 : G01451045000100001 号

1/4 頁



貴社ウェブサイトにおける当社商標を付した貴社製品のページの削除につきましては確認いたしました。

しかしながら、第2回答書において、当方からの書面による申入れに対する不正確な理解に基づき、根拠不明なご主張をされているので以下のとおりご説明申し上げます。

「東芝製リチウムイオン電池を仕入れて販売する事に関して、販売を差し止めたいという意向」という点ですが、当方といたしましては正当に取得された当社製品をそのままの状態転売することに対して、販売の中止を求めているものではないことにご留意下さい。商標権に基づく請求に関する当社の懸念は、貴社が改造が加えられた当社製品を当社商標を付してあたかも当社のオリジナルの製品であるがごとく販売していることに対するものです。当社商標が付されているにもかかわらず、その品質が保証されない製品が流通することについて、当社商標に対する信頼及び価値への棄損、並びに取引安全に対する脅威を危惧しております。なお、オークション、又はフリマ販売においても違法行為につきましては発見され次第、





警告を行っておりますが、例えば、当初のオリジナルの仕様のまま転売されている場合につきましては、当社から商標権侵害の主張はいたしておりません。

したがって、商標権に関する当社の申入れは当社製品を改造した貴社製品に対するものであり、何ら改造されていない製品に対するものではありません。これは民生品か否か、取引が事業者間であるB to Bか、B to Cかによって異なるものでもありません。

さらに、内容証明を送付する行為に関し、独占禁止法に違反する疑いのある行為であるとの趣旨のご主張をされています。この点に関し、当方の主張は商標権に基づく正当なものであり、第三者に不当に内容を開示してその貴社の取引を害するものでもありませんので、貴社に対する内容証明の送付について独占禁止法違反のご主張も明らかに根拠のないものです。

以上の次第ですので、正当な理由なく、何ら当方からの質問事項に回答されない対応は、極めて不誠実な対応と考えざるを得ません。以下、再度繰り返しになりますが、当社からの質問

